

所得税の申告は立川税務署へ

～確定申告書は自分で作成し早めに提出を～ ☆詳しくは、立川税務署 ☎042-523-1181へ。

所得税の申告が必要な方

- * 給与所得・退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える
- * 給与の支払いを2か所以上から受けていて、年末調整されなかった給与などの収入金額と給与所得以外の各種所得金額の合計額が20万円を超える
- * 給与収入額が2000万円を超える
- * 土地・家屋やゴルフ会員権などを譲渡した
- * 事業所得や不動産所得がある方で、平成27年中の各種所得金額の合計額から、基礎控除などの所得控除を差し引き、その金額

に基づいて計算した税額が配当控除などの額を超える など
 ※収入が公的年金等のみで、その金額が400万円以下の方は、申告の必要はありません。

所得税が還付されます

確定申告をする必要のない給与所得者でも、次に該当する方は、源泉徴収された所得税が還付されることがあります。還付に必要な証明書などを添付して申告してください。

* 27年の途中で退職し、その後就職せず、年末調整を受けなかった

* 27年中の雑損・医療費・寄附金についての控除、住宅借入金等特別控除などを受けることができる

申告受け付け・相談など

下の表をご覧ください。

申告書は郵送でも受け付けます

申告書と必要書類を同封し、3月15日(消印有効)までに〒190-8565 立川税務署へ郵送してください。ボールペンで記入した申告書の「控」と、宛先を記入し切手を貼った返信用封筒も必ず同封してください。

※作成した申告書は当日提出できます。必要書類、黒ボールペン、電卓をお持ちください。
 ※混雑時は早めに受け付けを終了する場合があります。
 ※譲渡・相続・贈与関係の相談は行いません。

市・都民税申告、所得税申告の相談と受け付け

| 申告・相談 | 日 | 時 | 場所 | | |
|--|--|---|--|---------------------------|----------|
| 市民税・都民税申告の相談と受け付け | 2月16日(火)～3月8日(火) ※土・日曜日を除きます。 | 午前9時～午後5時 | 市役所102・103会議室 | ※駐車場が混雑しますので、車の来場は遠慮ください。 | |
| | 3月9日(水)～11日(金) 3月14日(月)・15日(火) | 午前9時～午後5時 | 市役所市民ホール | | |
| | 夜間 | 3月10日(木)・11日(金) | 午後5時30分～7時30分 | | 市役所市民税係 |
| | 休日 | 3月12日(土)・13日(日) | 午前9時～午後4時 | | 市役所市民ホール |
| | 出張 | 2月23日(火) | 午前9時～午後4時 | | 玉川会館 |
| | | 2月24日(水) | 午前9時～午後4時 | | 武蔵野会館 |
| | | 2月25日(木) | 午前9時～午後4時 | | あいぽっく |
| 税理士会による確定申告相談 | 2月2日(火)～4日(木) 2月10日(水)・12日(金) | * 午前9時15分～午後0時30分 (受け付けは11時まで) * 午後1時30分～4時 (受け付けは3時30分まで) | 市役所市民ホール | | |
| 【対象】 * 400万円を超える年金額を受給している方 * 個人事業税や所得税の申告をする方 * 給与所得者で還付申告をする方 | 高額所得者や相談内容が複雑な方は、各自で税理士にご相談いただくか(有料)、税務署の作成会場をご利用ください。 | | | | |
| 所得税の確定申告書作成会場 | 2月8日(月)～3月15日(火) ※土・日曜日、祝日を除きます。 | 午前9時～午後5時 (相談の受け付けは8時30分から) | 立川地方合同庁舎 (立川市緑町4-2) ※来場には公共交通機関をご利用ください。 | | |
| | 休日開設 | 2月21日(日)・28日(日) | | | |

市・都民税の申告は市役所へ

☆詳しくは、市役所市民税係 ☎544-5111(代表)へ。

市・都民税の申告が必要な方

右の図をご覧ください。申告が必要な方はお早めに申告してください。

申告に必要なもの

下の表をご覧ください。

申告受け付け・相談など

3ページ下の表をご覧ください。

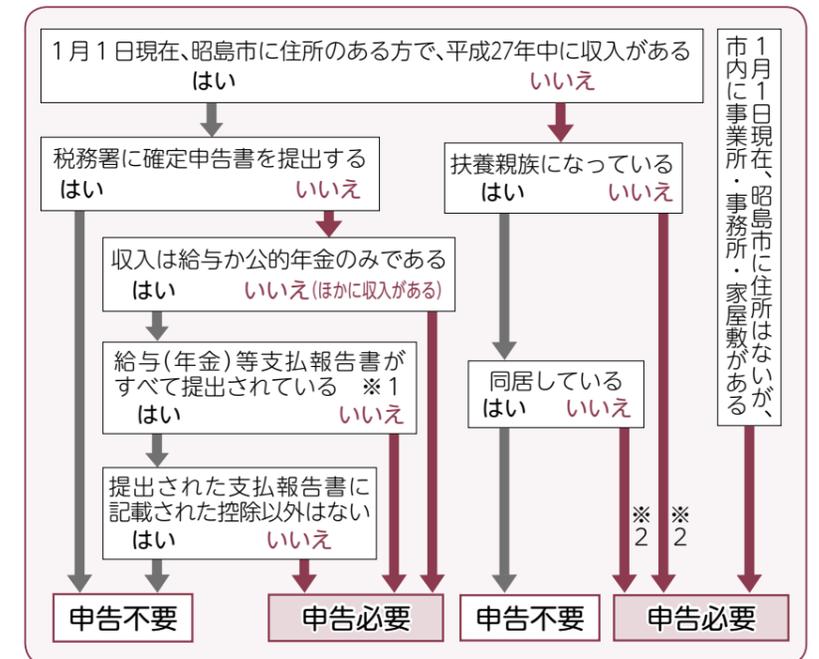
申告書は郵送でも受け付けます

次の場合は、郵送でも受け付けます。申告書と必要書類を同封し、3月15日(消印有効)までに〒196-8511 市役所市民税係へ郵送してください。

* 給与所得のみの方で、年末調整を受けた源泉徴収票を申告書に添付するだけである

* 収入がなかった方で、申告書裏面に該当事項を記入している

市・都民税の申告が必要な方

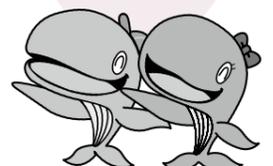


※1 給与支払報告書が提出されているかどうかは給与支払者に確認してください。
 ※2 非課税証明書の発行や国民健康保険などの資料にします。

市・都民税の申告に必要なもの

| | |
|---------------|---|
| ①市・都民税申告書と印鑑 | ※前年度に市・都民税の申告書を提出した方などには、申告書を2月1日に発送します。届かない場合は市役所市民税係へ連絡してください。 ※申告書は、市役所市民税係、東部出張所、あいぽっく、武蔵野会館、緑会館、環境コミュニケーションセンターにあります。 |
| ②昨年中の所得が分かる書類 | 給与・年金などの所得がある方 源泉徴収票、給与(年金)等支払報告書、給与証明書など 給与所得以外の方 収入や必要経費を確認できる書類や収支明細書など |
| ③各種控除に関する書類 | 保険料控除を受ける方 社会保険料(国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金など)、個人年金、地震・生命保険料などの支払証明書または領収書 雑損・医療費控除を受ける方 領収書など 寄附金税額控除を受ける方 領収書など 障害者控除を受ける方 障害の内容を証明する書類(身体障害者手帳など) 配偶者特別控除を受ける方 配偶者の昨年中の所得が分かる書類 |

所得とは、収入から必要経費を差し引いた額です。
 サラリーマンなどの給与所得者は、必要経費の特定が難しいため、収入に応じて定められた必要経費を用いて所得を算定します。



昭島市公式キャラクター アッキー & アイラン